

玉東町告示第68号

玉東町が移動し、及び保管した放置自転車等の詳細については、玉東町放置自転車等対策条例第4条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月11日

玉東町長 前田 移津行



- 1 移動し、及び保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)が放置されていた場所

木葉駅北側駐輪場

- 2 保管自転車等を移動し、及び保管した日

令和7年6月11日

- 3 保管自転車等を保管した理由

上記場所に長期間放置してあったため。

- 4 保管自転車等の返還の方法

(1) 自転車等返還申請書・受領書を作成し、住所及び氏名が分かる書類を添付し、玉東町役場総務課に返還の申し出を行う。

(2) 返還の時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜、日曜、祝日、年末年始は返還できない。

- 5 その他

保 管 場 所            玉東町役場

保管自転車等台数        自転車4台